

旧川島小学校利活用を検討するうえで必要な制度や補助金の返還等必要となる手続きについて

1. 指定管理者制度

指定管理者制度（していかなりしゃせいど）は、日本の地方自治体が「公の施設（公共施設）」の管理・運営を、民間企業や NPO 法人などに委ねることができる制度で、2003 年の地方自治法改正によって導入されました。

①制度の目的

住民サービスの向上：民間のノウハウや柔軟な発想を活用して、より質の高いサービスを提供

効率化とコスト削減：自治体が直接運営するよりも、費用対効果を高める

地域活性化：地元企業や団体が関わることで、地域経済や雇用にも貢献

②対象となる施設

「住民の福祉を増進する目的で利用される施設」が対象です。

辰野町では、パークホテル・湯にいくセンター・かやぶきの館等がすでに指定管理者制度によって、民間企業等に委ねられ運営されています。

③制度の流れ

条例の制定：自治体が制度導入のためのルールを定める。すでに「辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」制定済み

公募・選定：民間事業者などから候補者を募集し、「辰野町指定管理者候補者選定審査会」にて審査を行い決定

議会の議決：議会で指定管理者を正式に決定

協定締結・運営開始：業務内容や管理基準を定めた協定を結び、運営開始

○メリット

- ・ 民間の専門性や創意工夫を活かすことによる住民サービスの向上
- ・ 民間企業の運営方法を活用することによる施設運営の効率化
- ・ 民間企業の知識・技術によるコストの削減
- ・ 民間企業にとっては実績や信頼性の向上による企業価値の向上
- ・ 地域企業の参画により、地元経済の活性化や雇用創出の活性化

○デメリット・課題

- ・ 指定管理期間終了後にノウハウが引き継がれない可能性がある
- ・ 利益優先によるコスト削減等により公共利益の軽視（サービスの質の低下）
- ・ 地域住民との距離が広がる懸念がある
- ・ 管理監督の難しさ
- ・ 撤退等があった場合施設運営への影響が大きい
- ・ 指定管理料の高額化

- ・責任の曖昧化

2. PPP/PFI 制度

PPP (Public Private Partnership) と PFI (Private Finance Initiative) は、公共事業における官民連携の仕組みです。それぞれの概要と特徴は以下のとおりです。

①制度の概要

- ・PPP (パブリックプライベートパートナーシップ)

PPP は、公共と民間が協力して公共サービスを提供する枠組みのことです。例えば、公共施設の建設や運営を行政と民間が一体となって進めることです。

- ・PFI (プライベートファイナンスイニシアティブ)

PFI は、PPP の一つの手法で、民間の資金や技術を活用して公共施設を設計・建設・維持管理・運営することで、行政が直接行う場合よりも、効率的に高品質なサービスを提供することです。

②対象となる施設

- ・公共施設：道路、鉄道、河川、公園、上下水道など
- ・公用施設：役場庁舎等
- ・公益的施設：教育文化施設、スポーツ施設、集会施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、廃棄物処理施設、駐車場等
- ・その他の施設：情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設など

③制度の流れ

事業目的の明確化：実施方針の策定及び特定事業の選定。

公募・選定：民間事業者などから候補者を募集し、審査を行い決定。

契約・運営開始：業務内容や管理基準等を契約し、運営開始

※必要に応じて、条例の制定や議会の議決を必要とする場合があります。

○メリット

- ・民間の資金力を活用することで自治体の財政負担を軽減する
- ・民間の専門性や創意工夫を活かすことによる住民サービスの向上
- ・設備や運営に関するリスクを共有することから、民間企業、自治体それぞれの負担が軽減される
- ・民間企業の運営方法を活用することによる施設運営の効率化
- ・民間企業にとっては実績や信頼性の向上による企業価値の向上
- ・地域企業の参画により、地元経済の活性化や雇用創出の活性化

○デメリット・課題

- ・利益優先によるコスト削減等により公共利益の軽視（サービスの質の低下）

- ・PFI 事業では通常 10～30 年程度の長期契約が結ばれることとなるため、市場状況や技術が変化に柔軟に対応できない場合がある。
- ・当初の見積もりよりも事業費用が増加する場合があります、結果的に自治体の財政負担が増加する場合があります。
- ・地域住民との距離が広がる懸念
- ・管理監督の難しさ
- ・撤退等があった場合施設運営への影響が大きい
- ・PFI 事業は民間と自治体の責任範囲の分担、業務範囲、財産の扱い等契約が大変複雑であり契約に関する専門性が必要。

3. 指定管理者制度と PFI 事業の違い

指定管理者制度と PFI 事業は、どちらも民間の力を活用して公共サービスを提供する仕組みですが、目的や仕組みに大きな違いがあります。

項目	指定管理者制度	PFI 事業
導入年	2003 年	1999 年
施設の整備	既存施設の管理・運営が中心	民間が資金を出して施設を整備・運営
資金負担	自治体が施設を整備し、民間が運営	民間が資金を投入して整備・運営し、自治体がサービスを購入
契約形態	指定（条例に基づく）	契約（複数年度の包括契約）
所有権	自治体にある	最初は民間→一定期間後に自治体へ譲渡されることも
対象施設	公園、図書館、体育館など	病院、庁舎、学校など大規模施設が多い

PFI 事業の特徴

- ・民間企業が資金・技術・経営能力を活用して施設を整備
- ・自治体は完成した施設のサービスを購入する形
- ・長期契約で安定した運営が可能
- ・コスト削減や効率化が期待される

指定管理者制度の特徴

- ・自治体が整備した施設の管理・運営のみを民間に委託
- ・民間企業は指定管理者として運営を担う
- ・比較的小規模施設が対象になることが多い
- ・地元企業や NPO が参入しやすい

まとめると PFI 事業は「施設の整備から運営まで」民間が担う包括的な方式で、指定管理者制度は「すでにある施設の運営だけ」民間に任せる方式となります。

4. 一時貸出

学校施設を一時的に学校教育以外の用途のために一時的に貸し出すことができます。しかし公益に資する用途に限定されます。

すでに、各小中学校の体育施設（体育館・校庭）については、貸出がされており、川島小学校の体育館と校庭も貸出の対象となっており、教育委員会へ申請し使用料を納付することで使用することができます。（辰野町内に居住若しくは在学する者が10人以上の団体を組織し、かつ、当該団体に代表者として成人が含まれている団体が教育委員会に登録されているものに限る）

辰野町では、体育館、校庭以外の教室や会議室等の貸出はおこなってはいませんが、他市町村では、使用料を納付することで貸出が行われているところもあります。

新たに条例や規則等を整備することで、学校施設として維持しつつ、一般の方等への貸出は可能と考えられます。

5. 民間譲渡

民間に有償で譲渡する方法です。

6. 補助金等の返還について

学校施設を学校教育以外の用途として利用する場合、学校財産（学校施設）から一般財産（学校施設ではない）への変更が必要となります。その際、過去の施設整備に補助金や有利な起債事業が充てられていた場合、完了10年未満の場合については、補助金等を国へ返還する必要があります。川島小学校には空調設備（エアコン設置）事業を平成30年度事業（31年度へ繰越事業）に実施しており、以下のような返還が必要となります。

庁内5小中学校（西小、東小、南小。川島小。辰中）への空調設備設置工事

「平成30年度第1次補正予算 ブロック塀・冷暖房設備対応臨時交付金」

約70,000千円（内川島小学校分：約2,000千円）

「学校教育施設等整備事業債」

約390,000千円（内川島小学校分：約30,000千円）

川島小学校のみの返還

交付金 約2,000千円 起債 約18,000千円

合計 約20,000千円

の一括返還を求められることとなります。

学校施設として一時貸出を行う以外については、補助金、起債の一括返還が必要となります。また併せて文部科学省への手続きが必要となります。